（医療法人の計算に関する規定の準用）

第三十九条の二十二　前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十三条の二の九第一項	法第五十一条の三第一項に規定する医療法人	（略）
	同項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三第一項
第三十三条の二の九第二項	法第五十一条の三第二項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三第二項
第三十三条の二の十	法第五十一条の三第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三第一項
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　当該経過措置医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該経過措置医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。

ホ　（略）

二　（略）

2　前項第一号ニに規定する遊休財産額は、当該経過措置医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該経過措置医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（医療法人の計算に関する規定の準用）

第三十九条の二十二　前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十三条の二の九	法第五十一条の三に規定する医療法人	地域医療連携推進法人
	同条	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三
（新設）	（新設）	（新設）
第三十三条の二の十	法第五十一条の三	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　当該経過措置医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該経過措置医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。

ホ　（略）

二　（略）

2　前項第一号ニに規定する遊休財産額は、当該経過措置医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該経過措置医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一・二　（略）